

保護者のみなさまへ



大妻女子大学家政学部 児童臨床研究センター
岡 健・石井 雅幸

「富士山のおなか探検」参加者募集のお知らせ

厳寒の候、皆様におかれましては長引くコロナ禍にあつてご苦勞も多いかとお察しいたしております。また、日頃より大妻女子大学児童臨床研究センターの理料的活動に、多大なるご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

このたび当センターでは、新型コロナウイルス感染拡大予防を十分に行うことを条件に、児童のみなさんが野外で活動し、火山地帯の自然に触れる機会を提供するプログラムを開催する運びとなりました。参加を希望される方は、下記手続きに従ってお申し込みください。多くの皆様のご参加をお待ちしております。なお、社会的状況や学校の休校などが実施されている場合は活動を中止する場合がございます。ご了承ください。

【重要事項】

緊急事態宣言が開催日以前に発令された場合は、その時点でこの活動は中止とさせていただきます。ご承知のうえ、お申し込みください。なお、申し込み締め切り以降、感染や濃厚接触の疑いがある場合は、速やかに連絡していただき、その時点で参加を取りやめていただきますよう、感染防止にご協力をお願いします。

記

ね ら い： 自然に興味を持つ児童・生徒が、持続的に自然観察を行う技術を身につけるため、児童臨床研究センターが継続して実施している自然体験活動プログラムです。今回は火山が作り出した地形や岩石を観察し、火山活動のプロセスや規模を体感します。

対 象(参加資格)： 小学校4年生～中学校3年生 18名

旅行代金(参加費)： 一人1,500円 (保険代・資料代を含みます)

開 催 日： 2022年2月23日(水・祝) 事前説明会・参加費徴収 大妻女子大学
2月27日(日) 観察実施日

* 新型コロナウイルス感染における社会的状況、荒天時は中止する場合がございます。

集合・解散場所： 大妻女子大学 大学本館前

活 動 場 所： 富士山麓 水ヶ塚公園・御胎内清宏園

活 動 内 容： 火山地帯の溶岩流跡や岩石の観察と、雪、動物などの観察、

指 導 者： 石井雅幸(大妻女子大学)、木村かおる(大妻女子大学)、小森次郎(帝京平成大学)、山崎誠(むさしの自然史研究会)、

募 集 締 切： 2022年2月18日(金)午後6時

申し込み方法： 「参加申込フォーム」に必要事項を入力の上、お申し込みください。応募多数の場合は抽選ののち、

2月20日までにご登録いただいたメールアドレスに結果をお送りします。

なお、ご兄弟、お友達と一緒に参加をご希望されましても抽選等で配慮することはできかねますので予めご了承ください。

申込み先： <https://forms.gle/HpRjbcuU641Ehdio8>

QRコードはこちらから



ご案内：関係法令の遵守を目的に、東京都知事登録の旅行者・株式会社バスウェイが企画・実施する募集型企画旅行として行います。従来からお世話になっています貸切バス会社の旅行業部門が担当します。そのため申し込み・代金支払い等が上記会社となりますのでご了承ください。

ご 案 内： 貸切バスでの移動を伴う活動のため、関係法令の遵守を目的に、東京都知事登録の旅行者・(株)バスウェイが企画・実施する募集型企画旅行として行っております。
そのため、申し込み・参加費の支払い等の受付・管理は当該業者が行いますのでご了承ください。

利 用 バ ス 会 社： 株式会社バスウェイ(貸切バス安全性評価認定制度★★認定事業者)

添 乗 員： 出発から帰着までの全区間で同行いたします。

お支払い方法： お申し込み後(抽選となった場合は当選者のみ)に、お支払い案内書をメール添付いたします。参加費は事前にお支払いいただきます。

支払後の取消： 以下の金額を取消料として申し受け、残額を銀行振込でお返しいたします。
当選通知連絡後～2月23日(水・祝)12時59分まで 500円
2月23日(水・祝)13時以降・無連絡不参加…100%(全額)
※別途記載のご旅行条件第7項(1)の定めにかかわらず上記記載事項を優先適用とします
※返金に際し発生する振込手数料(115～168円)は別途差しさせていただきます

<安全管理についてお願い>

- **参加当日の検温**
参加当日に体温が37.6度以上の場合は、参加をご遠慮ください。
- **帰宅時のお迎え(大妻女子大学前) 参加者が小学生の場合のみ**
帰宅時は安全管理のため、大妻女子大学までお迎えのご協力をお願い致します。なお、道路状況により到着時刻が前後する場合がございます。

<肖像権、著作権、個人情報の取り扱いについて>

- **肖像権について**
本活動では、事業記録の主たる目的で活動の様子ビデオ・写真撮影を行います。この記録(映像と音声)の一部は、次の教育目的でも使用することがあります。下記の利用に限定することをご理解いただき、使用の許諾をお願い致します。なお、ご都合の悪い方、条件がある方はお申し出ください。
- **著作権について**
本活動で製作した作品の著作権は製作者にあるものとします。但しこの著作物については、今後、下記の教育目的の利用においては、著作者の承認を得なくても利用できるよう、許諾していただけますようお願い申し上げます。この件について不都合のある方は、大妻女子大学 石井雅幸までお申し出ください。

一、大妻女子大学、科学技術館および、関係協力機関(者)がおこなう教室、講演、講義、学会・研究会での発表、配布資料、および論文、出版物への掲載、関連事業の広報活動(紙面やwebページ等)

- **個人情報について**
新型コロナ感染防止などのため、申込用紙及び健康調査カード(参加決定者に後日配布します)に記載された内容については、(株)バスウェイと大妻女子大学児童臨床研究センターで共有し、本活動に限って利用を致します。ただし、アレルギーやその他疾病等、生活の上で配慮が必要なお子様に関しましては、活動先に情報を提供の上、対応をさせていただく場合がございます。また、現地で医療機関にかかる場合等の緊急時には、必要な情報を関係機関へお伝え致します。

お問い合わせ先

<活動内容について> 大妻女子大学 石井雅幸・木村かおる

tel 03-5275-6109(石井) 03-5275-6212(木村)

<応募手続きについて> (株)バスウェイ 旅行営業部 tel 042-491-1801

【旅行企画・実施ならびにお申し込み受付】

株式会社バスウェイ 旅行営業部

東京都知事登録旅行業 第 2-5831 号 （一社）全国旅行業協会正会員

〒204-0001 東京都清瀬市下宿 TEL 042-491-1801 2-419-1

（営業時間：月～金 10:00～18:00 土日祝休

業）国内旅行業務取扱管理者 小田木 滋

※旅行業務取扱管理者とは、このご旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

お申込みに際し担当者からのご説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

スケジュール(予定)：天候により変更になる場合があります。

2月23日(水・祝) 事前説明会 大妻女子大学本館F634 理化学実験室

13:00～14:30 講師紹介、プログラム内容について、新型コロナウイルス感染予防の取り組みについて

2月27日(日)

7:45 大妻女子大学集合

8:00 大学前出発 貸切バス

10:30 水ヶ塚公園 到着

10:45 腰切塚(1496m)登山 火山地形

12:30 昼食

13:30 水ヶ塚公園出発

14:00 印野の溶岩隧道 溶岩トンネル体験

15:00 現地出発 貸切バス

17:30 大妻女子大学前 到着・解散

※雨天・雪天などで、戸外での活動ができない場合は、富士山科学研究所に一部変更します。

お申し込みの前に必ずお読みください

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、また旅行契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、株式会社バスウェイ(東京都知事登録旅行業第2-5831号、以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。

ご契約の条件は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件のほか、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりなります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

(1) 所定のこの旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。なお、申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部に充当いたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金(お一人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	代金の20%

※旅行代金が6,000円以下のプランにつきましては、お申し込みの際に代金全額をお支払いいただきます。※後者は出発日の前日から起算して3日までの前日までに前日までにお支払い下さい。

また、お支払い期限日以後のお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する前日までに前日までにお支払いいただきます。

(2) 電話・郵便・ファクシミリ・その他の通信手段によるご予約は、翌日から起算して3日以内(または当社が定める期間内)にお申込手続きをお願い致します。

この場合、当社が契約の締結を承諾しお申込金をいただいたときに旅行契約が成立したものとします。なお、期間内にお申込手続きがなされた場合、当社はご予約がなかったものとして取り扱います。

2. お申し込み条件

(1) 出発日の時点で20歳未満の方のご参加は「観覧者の同行」もしくは「観覧者の同意書」の提出が必要となります。

また、75歳以上の方は健康診断書の提出をお願いする場合があります。

なお、障壁、慢性疾患をお持ちの方、妊婦の方、現在健康を害している方等で特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際にお申し出下さい。又は可能な範囲にて応じます。

(2) お客様のご都合による無連絡での別行動は原則としてできません。

3. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 行程中に明示した船・船・列車・バス等交通機関(フリータイム・自由行動・集合場所までの交通費・船乗降の費用等)の運賃・料金
- (2) 行程中に明示した入園・入館・見学料等の観光料
- (3) 行程中に明示した宿泊・食事・その他旅行に関する団体行動中(フリータイム・自由行動を除く)の料金
- (4) 前項の(1)・(2)・(3)における消費税
- (5) 当社の旅行取組料

4. 旅行代金に含まれないもの

前項にて列挙したものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 行程内容に含まれない飲食費、電報電話料金、その他の個人的な消費費用及びそれに伴う旅費、サービス料

(2) ご自身から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費

5. 旅行日程・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむを得ない事由により旅行日程を変更する場合があります。

また、定められた旅行日程が変更され、その結果、変更後の代金が当初代金を超えた場合はその差額をお支払いいただきます。

なお、お客様の申し出により旅行内容を変更する場合は別途別添費用をいただきます。

大規模な変更について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増減又は減額される場合には、旅行代金を変更する場合があります。

6. お客様の責任

(1) お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

この場合当社所定の無償に所定事項を記入のうえ所定の手数料とともに当社に提出していただきます。

旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった場合に効力を生ずるものとします。以降、契約上の地位を譲り受けたい方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

なお旅行は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行客の交代に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。

7. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

この場合、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。なお、契約解除の申し出は、お申し込み箇所のお断り期間内にお受けいたします。

お取り出し・お断り(旅行開始日の前日から起算してまでの日数)	取消料率
20日前～8日前(日曜日旅行にあっては10日前～8日前)	旅行代金の20%
7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日(旅行開始後および無連絡不参加の場合を除く)	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) お客様は、次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

1. 事由に基き旅行日程が変更され、または旅行代金が増額改訂されたとき

2. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大いとき

3. 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき

(3) 旅行開始後、お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

ただし、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に記された旅行サービスの提供を受けられなかった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻いたします。

8. 当社による旅行契約の解除及び旅行の停止

(1) お客様が当社所定の「第1項に規定する」期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することができます。

(2) 次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することができます。

1. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき

2. お客様が病弱その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき

3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

4. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大いとき

(3) お申し込み人数がプランごとに定める最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめるとがあります。

この場合は旅行開始の前日から起算して14日前(日曜日旅行については4日前)までにご連絡し、当社がお断りしている旅行費用を返金してこの旅行契約を解除いたします。

9. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあっては、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

但し、損害が発生した翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限り適用します。

(2) 次に示すような事由によりお客様が損害を受けた場合は、上記の責任を負うものではありません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらにのみ生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

2. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらにのみ生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

3. 官公署の命令、伝達による閉鎖又はこれらにのみ生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

4. 自然災害

5. 盗難

6. 遅延

7. 運送機関の遅延、不遇又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為、あるいはお客様が当社の定めた規定を遵守しないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行中において速やかに当社・当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(3) お客様が団体行動をとるときに自らの都合で団体行動をとなつたことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

11. 旅費の負担

(1) 万一、旅行日程に変更がなされた場合、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。

但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金をお支払いしません。

(2) 下記の場合に於いては原則としてその責任を負いません。

1. 天災地変

2. 戦乱

3. 暴動

4. 官公署の命令

5. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

6. 当社の運行計画と異なる運送サービス提供の中止

7. 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要措置

12. 賠償責任

募集型旅行客の責任は、各プランの最終ご案内にて明記しております。

当業員が同行しないプランにて現地において当社へのご連絡が必要な場合は、本案内「旅行企画・実施」の項に明記の電話番号までお電話ください。

13. 特別補償

(1) 当社は、募集型企画旅行契約の特別補償制度で定めるところにより、当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急患かつ偶然な外部事故によってその生命、身体、又は手荷物の上に乗った損害について、あらかじめ定められた賠償金及び慰謝金をお支払いします。

但し、下記の事由に起因する事由によって生じた損害及び賠償に対しては、補償金を支払いません。

1. お客様の故意に基きたる行為を行ない、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故

2. 旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスは一切受けない日に生じた傷害又は損害

3. スカイダイビング・ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する場合

4. 車などの賠償の補償を受けて補償対象の機能に障害をきたさない損害

5. 補償対象品の置き忘れ又は紛失

(2) 当社は、本項(1)に基づく補償金支払義務と第9項による損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の機能が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務を履行されたものとします。

14. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件は、2017年10月1日現在を基準としております。

また、旅行代金は、2017年10月1日現在において有効な運賃・料金を基準としております。

15. 約款、規約の適用

前記以外の事項については当社の旅行業約款を適用し、また航空機・列車・バス等運送機関、旅館・ホテルなどの宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際には、各々の機関が定める約款、規約が適用されます。

旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について

この旅行条件・第2項の記載事項は、当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款(全文)をご希望のお客様は、当社までご連絡下さい。